

Q 業務復帰後まもなく被災したときの給付基礎日額は

A

労災保険の給付基礎日額は「労基法の平均賃金に相当する額とする」（労災保険法第8条）と定められていますが、私傷病時等の扱いは同一ではありません。

労基法上、平均賃金は算定事由発生日以前3ヵ月（事由発生日の前日から起算）の間に受けた賃金総額を暦日数で除して計算します。

「業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業した期間」がある場合には、その日数および賃金を上記計算から除外しますが、私傷病休職は対象外です。ただし、私傷病による長期欠勤後再出勤して数日就業してケガした場合には、「出勤日以降の賃金及び日数を用いて平均賃金を計算する」という解釈例規が存在します（昭25・12・18基収第4197号）。

このほか、出勤日数が著しく低い場合、賃金総額を労働日数で除した額の6割を最低補償とする規定も存在します。

しかし、最低保証は日給、出来高給等で働く者のみが対象で、「日給月給等、欠勤日数に応じて賃金控除する制度には適用されない」（昭27・5・10基収第6054号）と解されています。

一方、労災保険法施行規則第9条では、「業務外の事由による負傷又は疾病の療養のために休業した労働者の給付基礎日額（平均賃金に相当する額）が、当該期間を業務上傷病による休職期間とみなして算定した平均賃金に満たない場合には、みなしで計算した平均賃金に相当する額とする」と定めています（給付基礎日額の特例）。

したがって、事由発生日以前3ヵ月に私傷病休職で賃金を受けない期間があった場合は、その期間の日数を除外して給付基礎日額を計算することになります。